



認定書

国任指第 1374 号

平成 15 年 9 月 12 日



京付漆器官製道所

代表取締役社長 廣田 謙 様

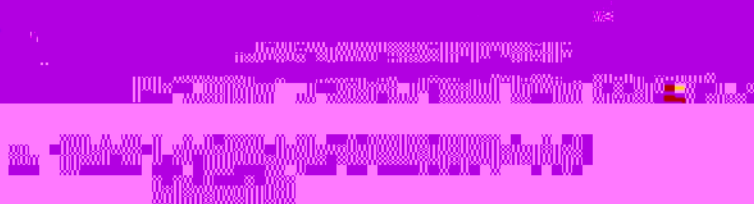
国務大臣 片山 虎之助



下記の構造方法又は建築材料について、(建築基準法第 57 条第 1 項第 2 号)において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 57 条第 2 号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定型別





指定管理

指定管理

指定管理

指定管理の概要
指定管理の目的
指定管理の範囲

指定管理の概要
指定管理の目的
指定管理の範囲



指定管理

指定管理

指定管理

指定管理の概要

指定管理の目的

指定管理

指定管理の範囲

指定管理の目的

指定管理

指定管理の概要

指定管理の目的

指定管理

指定管理の範囲

指定管理の概要

指定管理の目的

指定管理

指定管理の範囲

指定管理